

と思います。

○渥美政府委員 衛生検査技師の需給状況のお尋ねでございますが、衛生検査の件数が非常にふえてしまつておりますので、それの衛生検査技師の供給をふやすということは当然考えなくてはならないのでござりますが、現在のところ、先ほど申し上げましたように九百二十五名程度の卒業生しか持つておりますので、年次計画といふうなことだからちとりと見ていくと、このことは多少の問題がござりますが、私たちの考え方でございますと、大体検査件数等から考えてまいりますと、これは臨床関係、病院関係、保健所関係、その他民間の検査施設等につとめる者を含めまして、全体といたしまして三万八千程度は将来においては確保いたしたい、かように考えておるわけでございます。

○田口(誠)委員 ずいぶん足らないのですね。そこで三万目標に国立病院に衛生検査技師養成所を設置する。これはちょっと先ほど答弁のあつたことでメモをしそこなつたのですが、各国立病院に養成所を設けるのか。それから今年は何力所ですか。

○渥美政府委員 本年度におきましては、国立病院といたしましては一力所でござります。なぜございますが、現在置かれております衛生検査技師養成所の地域別の態勢等を考えますと、近畿地方におきましては、関東地方に比べますと若干不足しております。したがって、大阪地方にこの衛生検査技師養成所を国立で一力所持ちたい、こういふことでござります。

○田口(誠)委員 いま数字的に伺いましたが、必要定数は三万が必要だ、ところが、九百二十五名しかおらない、こういうことになりますと、三分の一ということになるのですが、それをただ一力所だけの養成所で、たゞいまお話をあつたような二年間に検査技師を養成して出すということになりますと、これは、年次計画といつてみたとて、なかなかそう計画にもならないのですが、足

りないから一力所そういう養成所をつくってどれだけでも補充したいということだけで、現在の必要定数を確保するというような方向に向かつての施策ではないよう考へられるわけですが、それはどういう理由なんですか。

○渥美政府委員 先ほど三万八千といふうに私は将来的の計画を申し上げましたが、この計画は昭和四十五年度を一応の目標とするということでおざいまして、御承知のとおり昭和三十八年におきます衛生検査技師の現員といいますか、登録されております数は、約一万五千でござります。したがいまして、一万五千の衛生検査技師を昭和四十五年に三万七、八千といふうに考えておりますが、相当の努力が必要である。ただ、先ほど私が、相続の努力が必要である。ただし、先ほど私、御説明申し上げましたように、国立病院におきましては、衛生検査技師を一力所設置する予定に相なつておりますが、先ほど御説明申し上げましたように、衛生検査技師養成所を設置する経営主体は、先ほどの国の場合は厚生省の場合も文部省の場合もござりますし、あるいは地方公共団体、都道府県のものもありますし、あるいは純然たる民間のものもございまして、そういうものがさらに衛生検査技師養成所をふやしていく、あるいは学生定員を増加するとか、新しく設けるとかいう方向でこの目標に向かつて努力してまいります。

○田口(誠)委員 衛生検査技師のほうはその程度でよろしいのですが、看護婦の養成の関係は、現在どういうような施策が進められておりますか。これもたいへん不足をいたしておりますので、お聞きいたしたいと思います。

○渥美政府委員 看護婦も衛生検査技師と同じように、厚生省で指定する施設あるいは文部省の指定する学校となつておりますが、看護婦の養成所は、いわゆる准看を除きました看護婦関係では二百八十三カ所、准看の養成所が五百九十九カ所、かようによくなつております。

○田口(誠)委員 一番近年の増加定員の数は、たとえば昭和三十四年におきまつたとえば昭和三十四年におきましては、十二校の学生定員は二百七十で、学校数が七校でございましたが、三十五年度におきましては、十二校になりましたが、三百七十、こういうふうになりますと、学生定員は三百七十、こういった分の一ということになるのですが、それをたどるうなテンポでふえてまいりまして、最近におきまするテンポは、昭和三十九年度におきましては、学年数が二十八で、学生定員が七百九十九、四十年度におきましては、学校数が三十二で、学生定員が一千六十、毎年五校以上こういった養成所がふ

えてまいっております。こういった傾向は今後も続くものと考えられます。

○田口(誠)委員 そうしますと、昭和四十五年を目標に必要定数は、今度国立病院に一力所衛生検査技師養成所を設置することによって目的が達成できる、ほんとう見通しなんですね。

○渥美政府委員 国立の施設といたしましては、一力所でございますが、国立以外の経営主体が設置する養成所も五校ないし六校予定されております。

○田口(誠)委員 地方自治体にもあるというお話をしたが、地方公共団体は、たとえばどこにどういうようなるのがあるのか。一力所例を……。

○渥美政府委員 たとえば北海道に、北海道衛生学院衛生検査技師科といふものもござります。さらに宮城県にも宮城県衛生検査技師学校、福島県には福島県立衛生検査技師養成所、こういうのがございまして、都道府県でやつておりますのが約十校程度になつております。

○田口(誠)委員 衛生検査技師のほうはその程度でよろしいのですが、看護婦の養成の関係は、現現在どういうような施策が進められておりますか。これもたいへん不足をいたしておりますので、お聞きいたしたいと思います。

○渥美政府委員 看護婦も衛生検査技師と同じように、厚生省で指定する施設あるいは文部省の指定する学校となつておりますが、看護婦の養成所は、いわゆる准看を除きました看護婦関係では二百八十三カ所、准看の養成所が五百九十九カ所、かようによくなつております。

○田口(誠)委員 いまお尋ねの基本的な看護婦自体の行なうべき業務をもつと明確化すると申しますが、看護婦の足りない分をどう補つていかなければなりません。この点に關連いたしまして、昨年から高等学校に衛生看護科を置きましたが、三年の課程でござりますが、看護婦の准看いうような方法で補つていくことをされていて、この点をお聞きしたい。

○渥美政府委員 看護婦の補充対策は、現在の医療行政におきましては最も重要な問題の一つでござります。国といたしましては、まず第一には、やはり看護力自体をふやすということ、つまり

ま御説明いたしました看護婦の養成所あるいは看護学校もふやすということに努力いたしているわけでございます。そのため養成所設置に関する補助金等も計上されております。

それから、第二点といたしましては、学校ある対しまして修学資金等も貸与いたしまして、こういった貸与制度を行なつている都道府県につきましては、国からの助成金が出るということになつております。

そのほか看護婦の資格は持つていらっしゃいませんけれども、現に病院あるいは保健所等において働いていらっしゃらないわゆる遊休の看護婦さん、こういった看護婦さんを時宣に応じて動員すれば、いわゆる遊休看護力の動員といふことでございましょうか、そういう対策も講じていきたい、かように考えております。

以上が看護婦対策の大きな柱と考えます。

○田口(誠)委員 看護婦の養成所をふやせば、生徒が必ずしもふえるというわけでもない、看護婦自身を養成できるということでもないと思います。看護婦の不足という点は、養成所の足りない面もあるかもわかりませんけれども、その他に理由があると思う。それは十分に把握されているのですか。

○渥美政府委員 いまお尋ねの基本的な看護婦自体の行なうべき業務をもつと明確化すると申しますが、看護婦の足りない分をどう補つていかなければなりません。この点に關連いたしまして、昨年から高等学校に衛生看護科を置きましたが、三年の課程でござりますが、看護婦の准看いうような方法で補つていくことをされていて、この点をお聞きしたい。

○渥美政府委員 いまお尋ねの基本的な看護婦自体の行なうべき業務をもつと明確化すると申しますが、看護婦の足りない分をどう補つていかなければなりません。この点に關連いたしまして、昨年から高等学校に衛生看護科を置きましたが、三年の課程でござりますが、看護婦の准看いうような方法で補つていくことをされていて、この点をお聞きしたい。

○渥美政府委員 看護婦の補充対策は、現在の医療行政におきましては最も重要な問題の一つでござります。国といたしましては、まず第一には、やはり看護力自体をふやすということ、つまり

看護科が設けられるということに相なつております。

○田口(誠)委員 私の考えておりますことは、看護婦の足りないということは、まだ看護婦を養成する設備が不足しているという点もあるうけれども、准看護婦、正看護婦を問わず、看護婦になつてからの待遇といふものが、他の職種と比較しても、あまりにも労働強化であり、過酷であるといふうに見ているわけです。そういう点に対する隘路を開ける方法は考えておられないかどうか。

○渥美政府委員 看護婦に対する待遇の問題でございりますけれども、看護婦の給与は、いまのところ、流れといたしましては、国立病院あるいは国立療養所の看護婦の待遇が一つの線になつております。それに向かって、一般の地方公共団体なりあるいは日赤とか済生会とかいう病院の看護婦の待遇も、それに向かっていくという傾向を呈しております。したがいまして、国立病院と國立療養所の看護婦の待遇をまず考えるということに傾向としては相なつておりますので、人事院の給与に関する勧告等につきましては、医師もそうでございますが、特に看護婦の給与の改善を人事院のほうにも要望しております。昭和四十年の人事院の勧告におきましては、一般的の平均の改善率よりも、看護婦の改善率のほうが相当上回つておるといふことで、毎年そういうふうな方法で改善につきまして努力をしておるわけでございます。

○田口(誠)委員 同じ病院によつても違うと思ひますけれども、結核の國立療養所とか、あるいは精神病院とか、非常に労働時間が長く、労働強化がされておる。特に精神病院等では、宿直なんかの場合に、手不足をいたしておるために患者から暴行をされるというような事件すら起つたこともあるわけなんで、したがつて、こういうところから、実際にそうちした病院へ行つてみると、特に宿直のあるいは残業とか特別に認められておるこの項については、もう少し金銭的な配

慮をしていただかなければ、いかにも氣の毒なよう思えるわけなんです。そういう点については、看護婦の足りないといふことは、まだ看護婦を養成する設備が不足しているという点もあるうけれども、准看護婦、正看護婦を問はず、看護婦になつてからの待遇といふものが、他の職種と比較しても、あまりにも労働強化であり、過酷であるといふうに見ているわけです。そういう点に対する隘路を開ける方法は考えておられないかどうか。

○渥美政府委員 先生のお話しの点まことにそのとおりでございます。看護業務自体が非常に困難なむずかしい業務であるとともに、深夜業あるいは準夜業というような夜勤の問題も出てまいります。したがいまして、毎年相当強く私のほうからも要望をしておるところでございますが、昨年の人事院勧告におきましては、看護婦の夜勤につきまして、夜間看護手当というものが新しくできまして、昨年の八月から実施されております。これは深夜一回につきまして、夜間看護手当といつしまして百円が支給されます。このようにすることに相なつております。

○田口(誠)委員 ただいま答弁のありましたように、昨夜間看護手当の百円の増給ということになつたことを、この場で堂々と答弁をされますけれども、百円ぐらい多くなつたとて、これは百円多くなつたことにおいて、半強制的にそうしたことでも要望しております。先ほど基本的には問題になりましたけれども、百円ぐらい多くなつたとて、これは百円多くなつたことにおいて、半強制的にそうした労働をしらされるという面が反面には起きてきておりました。だから、百円ぐらいなら別にほしくはない、それよりは、宿直とかあるいは毎日毎日の超勤をなくしてもらうことが一番希望をしておるところであつて、そういうことから、私は、上がらぬよりは上がつたほうがそれはましすぎる待遇をよくしたというような感覚で厚生省に補充することができますけれども、昨年上がつたから、これで看護婦とか、こういう人たちの職場については、別途私は考える必要があろうと思う。この点の所見を承りたい。

○渥美政府委員 特殊な勤務につきましては特殊調整号俸等の配慮もござりますけれども、いすれにいたしましても、看護力自体を現在の医療事務に応じまして増加するといふいろいろな手を総合的に打つていく必要があろう、かように思つております。したがいまして、先ほど申し上げましたような増加されるべき看護婦養成というものに対しまして、修学資金でつなぎとめておきますとか、あるいは遊休といいますか、家庭内にある看護婦の労働力をパートタイマーその他の方で引っぱり出すというふうなこと、それから高等学校の衛生看護科、これは非常な勢いで最近ふえておりまして、ことしも約四十校くらい衛生看護科を持つ高等学校が設置されるというふうなことにも相なつております。先ほど基本的には問題になつております処遇の問題とか、それから看護業務の合理化、近代化といふうな問題、いろいろな点を総合的に考えまして努力をしてまいりたい、かようになります。

○田口(誠)委員 時間がございませんので、この点についての質問は、この程度で終わりたいと思ひます。ただいま申し上げましたように、看護婦が非常に不足をしておる。不足をしておるということは、養成所の施設の不足もありうけれども、それよりも待遇改善に重点を置く必要があるのでないか。特に、特殊な病院に勤務をしておる者の特殊手当の面については、もう少し大幅な配慮をしていただか必要があるのではないか、こう考えておりますので、これは医師を含めてその点をよろしく御配慮をお願いしておきたいと思います。

○田口(誠)委員 ただし、御答弁で、学校教育法に基づくところの学校を卒業した者との資格の差はどの程度かと思って聞きましたけれども、あまつともこの学校へ入つておる月が少ないというところから、あまり資格にはならないと思います。ただ、研修所を、あるいは研究所を大学校に改めることの、各県が次から次とやつておられます。それで、それに右へならえでやつておる程度だと思ひます。しかし、これは、いまの御答弁にありますように、今まで二ヶ月という研究課程であつたものを、高等科をつくつて六ヶ月といふことに改められてもおりますし、まあ前進はしておりますが、そういう点については今後ともよく研究をしていただき、ただ名称だけ変えたのではなくして、それを右へならえでやつておる程度だと思ひます。そこで、社会保険の関係に連絡をしてちょつとお聞きしておきたいと思います。

○山本(正)政府委員 社会保険研修所、これは実は現在社会保険の全国職員が約一万五千人ほどになつておりますので、この研修につきましては従来からもやつておりましたが、昭和三十六年に研修所を設置いたしまして、そうして各種の研修を行なつておられます。この研修につけましては、社会保険の全員が改められました。昭和三十六年に研修所を設置いたしまして、そうして各種の研修を行なつておられます。

前ちょっとと聞きましたけれども、時間がなかったのでお聞きができなかつたのですが、いま大きな社会問題となり、あるいは政治的に大きくアピールされて、内容が年々強化されておる心身障害児の対策の関係でございます。特に私は精神障害児にしばつてお聞きをいたしたいと思いますが、先般お聞きいたしましたときに、重度な精神障害児といふのは知能指数三五といふところに基準を置いておられますし、それから精神障害児と刻印をつけられるものは知能指数七五以下、こういうことに基準が置かれておる。しかも、そこで七十五万人の精神障害児がおり、そして、なおそれに加えて重度と見られる者が四万八千いる。こういうお話をございました。そうして施設に入つておる者がわずか一万三千四百七十人、通園が二千百十一名、こういふお話をあつたわけなんです。そこでお聞きをしましたときにお聞き返そうと思ひましたけれども、軽度な精神障害児の場合には養護学校において特殊教育を行なっておりますが、その数が七十五万人おる中でどの程度教育されておるのか。その数をわかりましたらお示しをいただきたいと思います。

○林部説明員 お答えを申し上げます。

養護学校は現在、これは四十年五月一日現在の指定統計でござりますが、全国で六十校ござります。このほか小学校及び中学校に設置されております精神障害児のための特殊学級これが全国で七千六百九学級ございます。

そこで、これらの学校及び学級に収容される児童生徒の数でございますが、養護学校につきましては四千五百三人、特殊学級におきましては七万二千六百七十五人、合わせまして七万七千百七十八名でございます。精神障害児教育を必要とすると考えられます対象児童生徒は、私どものほうで六十七万人と推計をいたしております。出現率四・二五%といつたしまして、四十年度におきます義務教育段階の全児童生徒に対しまして六十七万人、これが精神障害児に該当する児童生徒と考えております。したがいまして、この児童生徒に対しまして現在就学しておりますところの子供たちの

就学率は一・五%でございます。ただし、残りの対策の関係でございます。特に私は精神障害児の対策の関係でございます。特に私は精神障害児にしばつてお聞きをいたしたいと思いますが、先般お聞きいたしましたときに、重度な精神障害児といふのは知能指数三五といふところに基準を置いておられますし、それから精神障害児と刻印をつけられるものは知能指数七五以下、こういうことに基準が置かれておる。しかも、そこで七十五万人の精神障害児がおり、そして、なおそれに加えて重度と見られる者が四万八千いる。こういうお話をございました。そうして施設に入つておる者がわずか一万三千四百七十人、通園が二千百十一名、こういふお話をあつたわけなんです。そこでお聞きをしましたときにお聞き返そうと思ひましたけれども、軽度な精神障害児の場合には養護学校において特殊教育を行なっておりますが、その数が七十五万人おる中でどの程度教育されておるのか。その数をわかりましたらお示しをいただきたいと思います。

○林部説明員 お答えを申し上げます。

養護学校は現在、これは四十年五月一日現在の指定統計でござりますが、全国で六十校ござります。このほか小学校及び中学校に設置されております精神障害児のための特殊学級これが全国で七千六百九学級ございます。

そこで、これらの学校及び学級に収容される児童生徒の数でございますが、養護学校につきましては四千五百三人、特殊学級におきましては七万二千六百七十五人、合わせまして七万七千百七十八名でございます。精神障害児教育を必要とすると考えられます対象児童生徒は、私どものほうで六十七万人と推計をいたしております。出現率四・二五%といつたしまして、四十年度におきます義務教育段階の全児童生徒に対しまして六十七万人、これが精神障害児に該当する児童生徒と考えております。したがいまして、この児童生徒に対しまして現在就学しておりますところの子供たちの

○田口(誠)委員 いま数字的にお聞きいたしますと、義務教育該当年齢のいわゆる知能指数七五以下のうちで七万七千人ということでお聞きいたします。人のうちで七万七千人ということでお聞きいたします。そのほかの者が一般的の児童の中に加わって勉強しておるということになれば、これはまだいいとおもいますけれども、そうでなしに、中途はんぱな教育をさしておる点がおもいのではないかといふ心配があるわけです。したがつて、この六十七万以外の者は、これは養護学校で特殊教育を受けさせられるだけの知能を持つておらない重度な者と思われるだけですが、しかしこの重度な者は、これは文部省とは関係ありませんが、厚生省のほうですが、厚生省のほうでは扶養手当というのを重度の者には出しておりますけれども、そうした重度精神障害児の総数と、それから重度精神障害に対する扶養手当を出しておる数と相当に聞きがあるわけです。しかし、この開きというのは、画一的に手当を支給するのではなくて、除外される面もあるので、私は數字的には相違があろうと思ひますが、いずれにいたしましても、いわゆる特殊教育を受けない児童に対しては、その他の施設において収容し、ここで適当な教育もし、職業の訓練もさせなければなりません。厚生省のほうからお伺いをいたしたいと思います。

○竹下(精)政府委員 現在精神障害児の中でも施設へ収容すべき人数につきましては、精神障害児施設の場合は約四万八千といふ推定でございまして、その中で、施設へ入つております児童が一万三千三百四十五といふ数字でございます。それから、精神障害児通園施設、いわゆる通いの施設で、そういうふうな施設へ入れられないのか、その点はどうな

ります。そこでお聞きをいたしたいと思ひますことは、現在そうした該当者が何名ある中で、どれだけの施設で何名収容されておるかということです。これは厚生省のほうからお伺いをいたしたいと思ひます。

○田口(誠)委員 父兄負担は金額にすると、月ど程度の負担になつていますか。

○竹下(精)政府委員 現在金額がどれぐらいかは把握しておりませんので、調べまして後ほど資料として提出いたします。

○田口(誠)委員 まあまちでござりまするけれども、相當父兄負担が多いわけなんですね。

○竹下(精)政府委員 先ほど申し上げましたように、九十数%といふ援護率と申しておりますけれども、援護率でござりますので、かなり低いといふふうに考へております。

○田口(誠)委員 そこで、いま御答弁のありますた强度な精神障害児が、四万八千の中で、収容されるお者が一万三千四百七十人、こうしたことでござりまするので、あとは施設がないために収容できないのか、それとも父兄の負担が多過ぎてこうした施設へ入れられないのか、その点はどうな

ります。

○竹下(精)政府委員 やはり施設の収容能力がなければ、精神障害児の中でも施設へ収容すべき人數につきましては、精神障害児施設の場合は約四万八千といふ推定でございまして、その中で、施設へ入つております児童が一万三千三百四十五といふ数字でございます。それは厚生省のほうからお伺いをいたしたいと思ひます。

○竹下(精)政府委員 現在精神障害児の中でも施設へ収容すべき人數につきましては、精神障害児施設の場合は約四万八千といふ推定でございまして、その中で、施設へ入つております児童が一万三千三百四十五といふ数字でございます。それは厚生省のほうからお伺いをいたしたいと思ひます。

○田口(誠)委員 そこで、厚生省がこの精神障害児に力を入れておるような答弁もされ、そうした書物も出しておりますけれども、ことしの予算面でいきますると、たとえば一般私費、間食の補助一人当たりの金額を質問申し上げましたときに、大臣からの答弁は、昨年は十九万六千八十五円だったけれども、ことしは二十四万一千七百四十

円にした。これは差し引き四万五千円増ということがなんですが、国会で堂々と増額しましたといふ答弁が四万五千円の増ということでは、私はこういう点、日の当たらないこの精薄対策に対しては、政治の面においてもなお日の当たらない政治を行なつておるというように考へておるわけなんです。だから、もう少し大幅な予算をそれぞれとつていただいて、この対策に乗り出してくださいがなれば、総理大臣が、人間尊重の社会開発だのといふことを、口を開けば宣伝しておられますけれども、実際の行動が伴つておりませんので、私はこの点を非常に遺憾と思うわけなんです。大蔵省に予算要求をする場合に、この程度のことよりできないものかどうか、私どもが考へてもちよつとふしきなくらいなんですが、どうなんですか。

○竹下(精)政府委員 私どもも、精神薄弱児あるいはその他の心身障害児につきましても、これを

四十一年度の重点の仕事として取り上げておるわけでございまして、先ほど申し上げました、先生

ただ一般的に申し上げまして、こういう予算につきましては、確かにまだまだ不十分な点がたくさんございます。そういう面では今後ともその充実

に努力をしてまいりたいと考えておりますが、一般的に厚生省のみならず、政治全体としまして三割というような予算の一応のワクがございますので、そういう面で現在のような状況におさまつた次第でござりますが、今後とも努力をしてまいりたい、かように考えます。

○田口(誠)委員 今年は心身障害児というところまで一步進みましたが、この精薄児対策というのは、昭和三十五年以前は行政が非常に貧弱であつた。三十五、六年ごろからだんだんと内容が充実してきております。この点は厚生省の努力に対して私は敬意を表しますけれども、実際現在の内

容を見ましても、まだまだ行政としては全く不十分で遺憾な点が多いわけなんで、その点を十分頭に置いていただいて、来年度の対策を今年のうち

円にした。これは差し引き四万五千円増というこ

となんですが、国会で堂々と増額しましたとい

ふ答弁が四万五千円の増ということでは、私はこう

いう点、日の当たらないこの精薄対策に対しては、

政治の面においてもなお日の当たらない政治を行

なつておるというように考へておるわけなんです。

だから、もう少し大幅な予算をそれぞれとつて

いただいて、この対策に乗り出してくださいがな

れば、総理大臣が、人間尊重の社会開発だのとい

ふことを、口を開けば宣伝しておられますけれども、実際の行動が伴つておりませんので、私は

この点を非常に遺憾と思うわけなんです。大蔵省

に予算要求をする場合に、この程度のことよりで

きないものかどうか、私どもが考へてもちよつと

ふしきなくらいなんですが、どうなんですか。

○竹下(精)政府委員 私どもも、精神薄弱児ある

いはその他の心身障害児につきましても、これを

四十一年度の重点の仕事として取り上げておるわ

けでございまして、先ほど申し上げました、先生

ただ一般的に申し上げまして、こういう予算につ

きましては、確かにまだまだ不十分な点がたくさ

んございます。そういう面では今後ともその充実

に努力をしてまいりたいと考えておりますが、一

般的に、厚生省のみならず、政治全体としまして三

割というような予算の一応のワクがございますので、そういう面で現在のような状況におさまつた次第でござりますが、今後とも努力をしてまいりたい、かよう考えます。

○田口(誠)委員 今年は心身障害児といふところまで一步進みましたが、この精薄児対策といふのは、昭和三十五年以前は行政が非常に貧弱であつた。三十五、六年ごろからだんだんと内容が充実してきております。この点は厚生省の努力に対し

て私は敬意を表しますけれども、実際現在の内

容を見ましても、まだまだ行政としては全く不十分で遺憾な点が多いわけなんで、その点を十分頭に置いていただいて、来年度の対策を今年のうち

に置いていただいて、来年度の対策を今年のうち

から立っていただきたいと思います。

そこで、施設が非常に足りないとことは、こういう施設を新設しようといたしましたとき

が二分の一、地方公共団体が四分の一、あと四分の一は自己負担ということになっております。

ところが、國なり地方自治体からの二分の一な

り四分の一の補助というものは、建築費等からい

きません。だから二分の一の補助をしても

いわけなんです。だら二分の一の補助をしても

らったといつても、実際には二分の一補助をして

もらつておらないということなんです。それは私

の持つております調査の数字からいきますと、木

造建て、ブロック建て、それから鉄筋の場合とあ

りますが、木造の場合でも国は六万五千円とい

うに基準を置いておりますけれども、事実は平均七万円くら

いは調査の結果かかつておる。それからブロック

づくりの場合でも、国は六万五千円といふこと

に基準を置いておりますけれども、事実は平均九万円くら

いは調査の結果の数字になつておるわけなんです。

したがつて、どうせ二分の一補助を国が見る、地方

公共団体が四分の一見るといふことになれば、も

けれども十一万、十二万かかるておるというのが

調査の結果の数字になつておるわけなんです。し

たがつて、どうせ二分の一補助を国が見る、地方

公共団体が四分の一見るといふことになれば、も

う少し実際に近い単価を出してこの予算を出して

ます。しかしながら、おとなにつきましては各福

祉法の改正の問題を取り上げておるわけござい

ますが、それによりましておとなから子供への

一貫した対策を立てたい。ただいま申し上げまし

たような施設の整備の問題、施設によりまして

そういう点がござりますので、現在精神薄弱者

の子供の福祉を守る法的な完全な規定が私はな

いように思うわけです。したがつて、この心身障

害児のための保護、それから指導、医療、こうい

う関係がござりますので、こういう関係を一体に

総合対策を確立するに必要な法的措置も講ずる必

要があろうと思うわけですが、あなたのほうで

は、専門的にそうした措置をしておみえになります

ので、私が法的に完全にないと言つたことがあります

かも知れませんけれども、あればここで報告し

てもらい、ないとするなれば今後どうするかとい

う、この点についてひとつお示しをいただきたい

と思う。

○竹下(精)政府委員 精神薄弱児の問題について申し

上げますと、精神薄弱児の問題については早くか

ずけれども、こういう施設をつくるといふようなな

こと、あるいは備品を購入するといふようなもの

について、免税の措置が講ぜられておらないの

で、私はこういう対策を進めようとするなれば、

これは法律を改正をしてこういう施設に対する

ところのもろもろの寄付金は免税にすべきである、

となりますけれども、これが十八歳以上になりますと

一応成人として取り扱われる。そうなりますと、

現行法のたてまえからいたしますと、ほかのおと

の施設に移らなければならぬ、こういう問題

があるわけござります。おとなほどの施設

は、これに比較いたしまして非常に少ない数でこ

れども、この点は厚生省のほうから強く主張をし

ていただいて、そうしてこの免税の措置をとつて

いただき、不足分は憲法から有利な寄付をして

もらうような体制をつくつてもらわなくてはならぬ

思いもしますので、その点を強く私は要望申し

上げるわけなんですが、大臣がお見えになりませ

んが、次官のほうからこの点を約束していただ

いたいと思います。

○佐々木(義)政府委員 お説のとおりだと思いま

す。そのものに対する寄付行為に対しましては、

それぞれ特典を与えるような税制をしておりま

すけれども、必ずしも十分とは申されませんの

で、今後努力を申し上げたいと思います。

○田口(誠)委員 お説のとおりだと思いま

す。そのものに対する寄付行為に対しましては、

それぞれ特典を与えるような税制をしておりま

すけれども、必ずしも十分とは申されませんの

で、今後努力を申し上げたいと思います。

○竹下(精)政府委員 精神薄弱児の問題について申し

上げますと、精神薄弱児の問題については早くか

ずけれども、こういう施設をつくるといふようなな

こと、あるいは備品を購入するといふようなもの

について、免税の措置が講ぜられておらないの

で、私はこういう対策を進めようとするなれば、

これは法律を改正をしてこういう施設に対する

ところのもろもろの寄付金は免税にすべきである、

となりますけれども、これが十八歳以上になりますと

一応成人として取り扱われる。そうなりますと、

現行法のたてまえからいたしますと、ほかのおと

の施設に移らなければならぬ、こういう問題

があるわけござります。おとなほどの施設

は、これに比較いたしまして非常に少ない数でこ

れども、この点は厚生省のほうから強く主張をし

ていただいて、そうしてこの免税の措置をとつて

いただき、不足分は憲法から有利な寄付をして

もらうような体制をつくつてもらわなくてはならぬ

思いもしますので、その点を強く私は要望申し

上げるわけなんですが、大臣がお見えになりました

ときも、この点は約束していただけますと、こういう

こと、あるいは備品を購入するといふようなもの

について、免税の措置が講ぜられておらないの

で、私はこういう対策を進めようとするなれば、

これは法律を改正をしてこういう施設に対する

ところのもろもろの寄付金は免税にすべきである、

となりますけれども、これが十八歳以上になりますと

一応成人として取り扱われる。そうなりますと、

現行法のたてまえからいたしますと、ほかのおと

の施設に移らなければならぬ、こういう問題

があるわけござります。おとなほどの施設

は、これに比較いたしまして非常に少ない数でこ

れども、この点は厚生省のほうから強く主張をし

ていただいて、そうしてこの免税の措置をとつて

いただき、不足分は憲法から有利な寄付をして

もらうような体制をつくつてもらわなくてはならぬ

思いもしますので、その点を強く私は要望申し

上げるわけなんですが、大臣がお見えになりました

ときも、この点は約束していただけますと、こういう

こと、あるいは備品を購入するといふようなもの

方々につきましては、長期的な保護の必要がございます。そういう面からいたしますと、いわゆるコロニーというような形のものもつくるなければならぬ、そういうものをこの体系の中へどういふうに組み入れるかというような問題があるわけでございます。

そういう問題がございますので、現在審議会で審議をいたしております。先ほど申し上げましたような問題につきましてできるだけ解決をはかつていただきたい、かのように考えております。

○田口(誠)委員 そこで、曲がりなりにも施設ができたといたましても、職員が不足をしておる。それからその職員のいまの実態を見ますと、有資格者が足りない。ほんとの資格を持つていな人が職員としておるわけですが、この点については、現在の施設ですら不足をしておるんだから、これからいろいろと政治的な対策で施設をふやしていくことになりますと、職員の養成ということにも力を入れなくてはならないわけです。この点をどう進めようとしておるのか、お聞きをいたしたい、それから、こうした方面の職員にはあまり希望者が少ないとのことではありますので、これにはやはり待遇の問題も付添つていこうと思う。したがって、現在、それらの人待遇状況もわかりましたら、お知らせをいただきたい。

○竹下(精)政府委員 精神薄弱児施設に従事いたしました職員につきましては、児童指導員と保母、この二つがおもなる職員になるわけでございますが、保母につきましては、それぞれの保母の各県に置かれておりますような養成所、または各短期大学に付属された保育課程、そういうたところの卒業生によって充足をいたしておりますが、児童指導員につきましては、国立の精神薄弱児施設、これは精神薄弱児の施設でございますが、ここに養成所を設けまして、毎年二十名程度の職員の養成を一ヵ年でやっております。なお、こういった職員の養成につきましては、その志願の状況あるいは施設の状況によりまして、さらに

ふやすということも今後考えなければならないと思っております。

それから、今後国立で考えておりますコロニーの場合はつきまして、こういう施設の職員につきましては、やはり養成所をぜひ設置すべきである、こういう意見がございますので、コロニーをつくります際には、養成所もあわせてつくってまいりたい。かように考えております。

それから職員の待遇につきましては、現在特別な号俸といふものはございませんで、児童福祉法によります施設につきましては、他のたとえば養護施設等よりも格づけを高くしておるような状況でございます。しかしながら、それだけでもまだ不十分でございますし、今後調整号俸といふものをぜひ考えていく必要があります。しかしながら、それだけでもまだ不十分でございますし、今後調整号俸といふものをつけよう。国立の場合につけますと、民間の施設あるいは県の施設におきましても、同様な調整号俸をつけるべき適用いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○田口(誠)委員 有資格でない職員がその施設につとめておつて——大阪にだけ一ヵ所、正式の名称は忘れましたけれども、通信教育をするところがある。それで、この通信教育を受けておつて、そうしてもよりの短大に一月に一回か行つて、テストをしてもらう。そして一年に一回、これはたしか二ヵ月だと思つけれども、大阪に行って直接に勉強をし、テストを受ける。そして二ヵ年やつて免状がさがるというところがあるわけです

○竹下(精)政府委員 ただいまの件は、将来施設をふやし、そろして未収容人員を全員収容させて教育をさせるということになりますと、当然有資格の職員が必要である。現在ですら不足をしておるんだから、何かの方法をとらなければ有資格者を充足することができないと思いますので、これは先にいつて壁に突き当たつてから考えるんでなしに、いまから考えていただく必要があろうと思ひますので、その点も強く要望をいたしておきたいと思います。

そこで、この施設の職員の定員でございますが、こういう場合に、いすれにいたしましても職員としてつとめれば、これは労働者ですから、二ヵ月というその月を、その職場を放棄し、給与も放棄して、どうして大阪へ出かけていくということが、非常に困難があるわけです。だから、こういう点については、国のはうで何か方法がないかと思うのです。ただいまあるような通信教育の方

いときは、そのときの給与の全額あるいは七〇%の保障はしてやるというような方法を講じなければ、施設はふえても、有資格者を得るということは、今後困難性があると思うのです。いまからその対策を立てていく必要があるうと思うのです。そういう点をやはり政治的に解決する必要があるのではないかと私は思うのですが、その点御存じであるのかないのか。御存じでないときは、私が申し上げましたようなことについてどういうよ

うなお考えであるのか、承りたいと思います。

○竹下(精)政府委員 ただいまお話しの通信教育あるいはそれによります実習の面につきましては、私は承知いたしておりませんが、今後施設の職員の資格の充実につきましては、いま先生のお話のような場合もございますし、また夜間のそういう施設へ通つておる方もおるわけでございますが、そういう面でできるだけ資格を得るようないつた施設へ通つておる方もおるわけでございますが、そういう面でできるだけ奨励と申しますか、そういう面につきましての奨励と申しますか、そういうことはぜひ研究いたしてみたい、かように考えます。

○田口(誠)委員 ただいまの件は、将来施設をふやし、そろして未収容人員を全員収容させて教育をさせるということになりますと、当然有資格の職員が必要である。現在ですら不足をしておるんだから、何かの方法をとらなければ有資格者を充足することができないと思いますので、これは先にいつて壁に突き当たつてから考えるんでなしに、いまから考えていただく必要があろうと思ひますので、その点も強く要望をいたしておきたいと思います。

そこで、この施設の職員の定員でございますが、これは何名に対して何人といつの基準があるわけなんですが、それは、お示しになつておる基準の員数と実際と相当相違があるわけなんですが、その点御存じですか。

○竹下(精)政府委員 現在精神薄弱児施設におきましては、保母、指導員を入れまして、六人に一

人という基準になつておりますが、来年度予算にし上げておつたわけです。それから、施設ができるよう改めた次第でございます。施設によりましては、先ほど御指摘のようになかなかむずかしい仕事でござるので、この職員が充足されないというところもあるかと思いますが、中にはこれではできないということでもっと人をふやしておる施設もございまして、いろいろございますが、一般的には、さらに職員がなかなか得がたいというのが実情でございます。

○田口(誠)委員 いま定数の基準を現行は六名にございまして、全国的な平均の数字が出ておると思いませんけれども、実際的には七・九人に対しても一人といふことは、大きく配慮していただくことに

は、先ほど答弁がありましたが、これは基準でございまして、全国的な平均の数字が出ておると思いませんけれども、実際的には七・九人に対しても一人といふことは、大きく配慮していただくことになりますが、実際的には七・九、まあ約八人に一人といふことは、大きな数字になつておりますので、そういう数字になつておる点を知つていただいて、この点もひとつ十分に内容を瞭解していただいて、この職員の補充方に努力をしてもらわなくてはならないと思います。厚生省のほうで集約されており、あるいは基準を出しておられるものは、たゞいま答弁のあつたような内容でそれども、実際的には、ただいま申しましてたように、非常に内容的に不満な内容があるわけでございますので、その点を今後政治の上に乗せていただいて十分に配慮をしていただきたい、この点も強く要望を申し上げておきたいと思います。

大臣お見えになりましたが、いま官房長、局長からいろいろと心身障害児の対策について、先般お聞きすることのできなかつた点を順次聞いて、要望も申し上げておるわけでございます。

そこで、大臣に十分に把握をしていただいてお

ても、職員の有資格者が非常に不足をしておる。今後有資格者をどうふやしていくかということについて、私は私としての私見を申し上げておきましたので、そういう点でこの問題に強く取り組んでいたくよう大臣にもお願いをしておきたいと思うわけでございます。

そこで、今までいろいろと答弁をしていただいたのですが、今年全国的な調査を行なうのでしたかね。五年目ごとでしたか。

○竹下(精)政府委員 四十一年度に精神薄弱児あるいは若につきましての調査を行ないます。

○田口(誠)委員 その調査に基づいて、これは白書を出されるのでしょうか。

○竹下(精)政府委員 白書を出すということまで考えておりませんでしたけれども、調査の結果につきましては十分検討いたしまして、今後の対策の基礎にいたしたい、かよう考えております。

○田口(誠)委員 五年目五年目に調査をする、また五年目ごとでなければ全国的な調査がやらないということです。さうするが、生きた政治をしようとするならば、今年の前には昨年の実態がわからなければなりません。したがって、答弁されるはどうと、実際に実情を見ておる者との、質問、答えが相当開きがあるわけです。したがって、幸いに昭和四十一年度に全体の調査を行なうということになりますれば、それに基づいて、当面次の調査をするまでの五年間どういう対策を行なうかということの基本的な考え方を含めて、施策の方向を打ち出していただき必要があろう。すなわちこれが白書という名前になるのか、基本方針ということになると、それはわかりませんけれども、その点を私は強く要望を申し上げておきたいと思います。その中には、私が新しく提起しました内容もござりますので、その点も十分に研究をしていただきたい、その中に加える必要のあるものは加えていただき、心身障害児の対策の万全を期するように、努力を強く要望いたしておきたいと思います。この点も大臣はあとからですけれども、ひとつお約束をお願いをいたしておきます。

○鈴木国務大臣

精神あるいは身体の障害を持つ

ておる子供たち、またそういう障害者の方々、こ

ういう方は、いわば社会の谷間に不幸な生活を

送つていかなければならぬというお氣の毒な事情

にある方々でございますので、政府といたしまし

ては、特にこれらの方々に対する特殊の施策ま

た今後やつてまいる所存でございます。今回重

症心身障害児のために、全国に十一カ所五百二十

ベッドの国立の収容施設をつくりましたのも、ま

しょうといたしておりますのも、そういう気持ち

から私も具体的に施策の上に具現をしよう、こ

ういうことでござります。また収容できない子供

さんたちのためには、在宅の指導の強化あるいは扶養手当の範囲の拡大、そういうようなことに

つきまして、できるだけの施策を今後やってまい

つつもりでございまして、いま田口さんからきわめ

て建設的な御意見、御提案がございましたが、今

後御意見等も十分取り入れまして、施策を強化し

てまいりたいと考えております。

○田口(誠)委員 この辺で質問を終わりたいと思

いますが、最後にもう一つだけお聞きしておきたい

いと思いますのは、精神薄弱児の場合は、母体保護と

いう点が非常に大事なうように考えられるわけで

す。知能指数七五以下の子供さんが何人に一人は

生まれるということになりますと、これはどこ

の家庭でも生まれるまでは相当心配をしなくては

ならないと思いますので、現在の保健所が指導し

ておりますが、母体保護の指導方法で万全かどうか

が二人といいましても、その一人は院長先生なん

ですが、現在は二名と相なっております。したが

いまして、充足率は半分であるということであり

ます。患者につきましては、四十一年一月の一日平均の入院患者数が百二十名ということに相なつております。

るいは栄養の問題、生活環境の整備、いろいろ各般の母性に対するところの保護が必要である、こら考えるのでございます。そこで、今年一月から実施になりました母子保健法、この法律を私ども基盤にいたしまして、母性並びに新生児、乳幼児等の健康管理と栄養の問題、また健康診断等をやりまして、早期に必要な手当て、治療等もやる、こういうことを今後一そう強化してまいりたましと考えております。特に低所得の御家庭に対しましては、無償ミルクの配給の範囲を拡大するとか、いろんな配慮もいたしてまいりたいと存じております。また腹性麻痺でありますとか、そういう病気の原因になりますことについての医学的な解明、研究というものを今後一そう力を入れてやつてまいり需要があると思うのであります。要は、そういうお子さんができてからこれを治療しておられます。また腹性麻痺でありますとか、そういうお世話をするとことよりも、そ

ういうお子さんが一人でも多く出ないよう、予防、健康管理の問題、栄養の問題等、十分今後対策を進めていきたいと考えておるのであります。

○田口(誠)委員 誠意ある答弁をいただいて満足をいたしましたが、これは厚生省だけなしに、特に働く婦人の場合の母体保護の問題等は、労働省との関係もござりますし、それから最近赤線がなくなりてから悪質な性病がまた流行し始めたということで、こういう点も精神薄弱児は心身障害児を生む一つの原因にもなろうと思ひますので、厚生省としての行政的にとっていただく面に大きな期待を私どもはかけておるわけでござりますので、最大の努力を最後に御希望申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○木村委員長 米内山義一郎君。

○米内山委員 先般の委員会で大臣に対する質問が残っていましたから、残りを簡潔にお伺いいたします。まず第一点は、国立病院の医師の充足状態の問題でございますが、おそらくは全国的にこういう

ことだらうとは思いますが、あまりにも驚くべき状態が解決されないのでありますことを申し上げたいたいと思います。おそらく大臣はこういう実態は御存じないと思います。大臣が知つておれば、もう一度解説なさつていると思いますし、いまもしも解説なさつていると思います。そこで、年々御答弁願いたいと思います。大臣が知つておれば、もう存じないと思います。大臣が何人いるか、患者が何人ぐらいいるか、いまの実情はどうかといふことを一応この際、担当の局長さんからお聞き御答弁願いたいと思います。

ことだらうとは思いますが、あまりにも驚くべき状態が解決されないのでありますことを申し上げたいたいと思います。おそらく大臣はこういう実態は御存じないと思います。大臣が知つておれば、もう一度解説なさつていると思います。そこで、年々御答弁願いたいと思います。大臣が何人いるか、患者が何人ぐらいいるか、いまの実情はどうかといふことを一応この際、担当の局長さんからお聞き御答弁願いたいと思います。

○渥美政府委員 大湊療養所におきます医師の実情でございますが、医師の定員は四名でございますが、現在は二名と相なっております。したがいまして、充足率は半分であるということであります。患者につきましては、四十一年一月の一日平均の入院患者数が百二十名ということに相なつております。

○米内山委員 こういう実態であります。医師の実情でございますが、医師の定員は四名でございますが、現在は二名と相なっております。したがいまして、充足率は半分であるということであります。患者につきましては、四十一年一月の一日平均の入院患者数が百二十名ということに相なつております。

○田口(誠)委員 誠意ある答弁をいただいて満足をいたしましたが、これは厚生省だけなしに、特に働く婦人の場合の母体保護の問題等は、労働省との関係もござりますし、それから最近赤線がなくなりてから悪質な性病がまた流行し始めたと

いうことで、こういう点も精神薄弱児は心身障害児を生む一つの原因にもなろうと思ひますので、厚生省としての行政的にとっていただく面に大きな期待を私どもはかけておるわけでござりますので、最大の努力を最後に御希望申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○渥美政府委員 大湊の場合には、先ほどの実情でございますが、医師の確保につきまして、特

に別にある程度の措置をしておるのでございま
す。たとえば花巻療養所から毎月十日程度医師を
派遣いたしましてやつております。なお特に手術
を必要とするような場合には非常に悪いのでござ
います。そういう意味におきましては、大湊療
養所から宮城療養所に移送をいたしまして手術を
するというふうなことでござります。国立病院、
国立療養所におきまする医師の充足は、いまお不
しの青森県下におきましては非常に悪いのでござ
いまして、そういう意味におきまして、そういっ
た他の病院、療養所からの医師の派遣等をやつて、
現在の医療を確保いたしたいと思っております
が、国立病院、国立療養所全体といたしまして医
師の確保状況を申し上げますと、国立病院につき
ましては、定員が千九百二十七名に対しまして、
現員が千八百七十七名で、九七%の充足状況でござ
ります。なお、国立療養所につきましては、定
員が千七百六十名でございますが、現員といたし
ましては千五百九十三名、つまり九〇・五%とい
うのが現在の厚生省で経営しております病院、
療養所の医師の充足状況でございます。したがい
まして、病院と療養所をひっくりめて申し上げま
すと、充足率は九四%ということに相なつております。
したがいまして、お示しの青森県下におき
まする結核療養所は五つございますけれども、こ
れはいま申し上げました全国の平均よりも相当下
回っております。そういう意味におきまして地
域的に何らかの措置をとらなくてはならない、か
のように考えております。

でござります。岩木療養所が定員は四名ですが、特殊な状況と思われますが、現員が五名になつております。大湊病院につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。なお、八戸療養所につきましては、定員が五名でございまして、現員は三名でございます。したがいまして、青森県下の五つの療養所の合計の定員が二十三名に対しまして現員が十七名、したがいまして、ひっくり返めますと充足率は七三・九%といふことでござります。したがって、先ほど申し上げました全国の九〇%に比べますと、相當に下回つておるというのが実情でございます。

○米内山委員 一休青森県に限ってこんな陥没しているということは、何の原因だ。しかも、これはきのう、きょうこういう状態になつたのじやなくて、いつごろからだと思いますか。黙つていれば、いつまでもこういう状態——それとも、もうここにいると命があるないから、おまえたちもこの病院からよそへ、医者の一ぱいいる病院へ行けという意味で、こんな脅迫的な医療制度をやつておるのか。その他給料が安くて医者が集まらないのか。日本じゅう医者が払底して、いないのか。何らかの原因があるからこういうたいへんな不公平なことがあると思いますが、次長さんはどういうお考えを持っていますか。

こういう状況でございますが、東北全体の医師の充足率は、全国に比べましてそう落ちてはいないわけでございますのでしたがいまして、当面の問題といったしましては、東北管内、これは東北地方医務局という機関の管轄になっておりますが、そういった他の県、他の療養所等から医師を派遣したり、あるいは特に重要な手術等につきましては患者を移送して手当てをするという当面の施策を考えておるわけでございます。

なお、国立結核療養所等におきます医師の充足は、他の一般の病院に比べまして漸次減ってきておるということが実情でございまして、これは今までの医学の進歩とそれから医療の需要という点か

ら考えまして、結核対策が相当進んだために、専者自身もやや少なくなってきたというふうなことに関連いたしまして、医師も他の疾病の治療のほうへ移っていくといふことも基本的には考えられるのではないか、かように思います。なお、結核対策はさらに重要な課題でございます。したがいまして、私どもいたしましたのも医師の確保には最大の努力をいたしたい、かように思います。

○米内山委員 これが実は大湊の療養所を中心とする青森県の、厚生大臣所管の国の医療施設の実態なんもありまして、もつと詳しく申し上げると、二百人近い患者がいますと、温しんにかかる患者もあるし、結膜炎にかかる患者もある。こういう状態なんきわめて初步的な簡単な病気でさえ、この病院施設の中では治療ができません。バスへ乗って市内の病院へ行って、こういう治療を受けておられるという実態でございます。大臣、これをいつまでそのままにしておくか。いつごろ何とか善処されせるつもりか、ひとつここではつきりお答え願いたい。

○鈴木国務大臣 国民が皆保険のもとに医療を受ける権利があるわけでありまして、それが医療機関が整備されないとか、あるいは医師の確保が十分でないとかいうようなことで、医療の給付について国全体として不均衡がそこにあるということは、これは厚生行政としても大いに反省をし、この改善に努力をしなければかね点だと存じておるのであります。全体につきましては、いま御説明申し上げたとおりでありますと、決して満足ではありませんが、申せんけれども、特に青森県の国立療養所の問題につきましては、実情をいま米内山さんからお聞きすることができたわけで、私もその実態を承知いたしました以上は、できるだけ早くこれに対する改善の措置を講じたい、こう考えます。

○米内山委員 次に話を変えまして、ハンセン氏病のことについて御質問申し上げます。

これは、申すまでもなく、以前は天刑病だとかあるいはらいだとか、こういうふうな病気の中です。

も非常に氣の毒な種類の病氣であります、この病氣に対する一国の対策といふものは、その国の政治や文化、文明の程度をあらわすものだと、世界的にもいわれてゐる。わが国でも、以前は野放しであった時代もあったかも知れない。アジア、東南アジア、アフリカにおいては、今日なお依然として野放しのようなどころがござりますが、これは御承知のとおり非常な後進国でございまして、病といふものは、もはや昔のらしい病ではない、科学、薬物によって無菌状態になる、こういう時代になつてゐますから、ああいう療養施設の内容それ自体が変わつていかなければならぬと思ひます。しかし、いま見ますと、この無菌になつた患者の方々は、一日も早く社会に復帰させるべきだと思うし、復帰したいと考えていると思ひますが、できないのです。これは、國があそこに患者を入れて、終生飼い殺しの政策をとっているからであります。おおよそさまざまの病院がありますが、小学校からお寺まである医療機関といふものは、あの社会以外にない。一つの社会を構成している。しかも長い間これは天刑病だといつて世間にきらわれた病氣が、近代文明の恩恵に浴して無菌になる。ところが、國はこの無菌になつた人たちを社会復帰させようと/or>いるのかどうか。あそこで銅い殺しをしようとしているのかどうか。このハンセン氏病対策に対する國の基本的な考え方をお聞きしたい。

○鈴木国務大臣　いまハンセン氏病で入院しておりますのが約一万人、そのほかに在宅で療養しております軽い方が千人、一万一千人ほどと數えられておるわけであります。しかも施設に入つております一万人の方々も、いまお話をありましたように、大部分は病氣そのものはなおつていて、い

がいまして、今後はこれらの方々の社会復帰、そのための更生、授産の機会を与えるように努力をすること、そういうことが、重要な課題である、こう考へておるのでありますと、これに対しましては、労働省その他と緊密な連絡をとりまして、そして職業訓練でありますとか、あるいは職業のあつせんでありますとか、また必要に応じては生業資金等の貸し付け等につきましても、十分配慮していくかなければならぬと思うのであります、根本は社会一般がハンセン氏病に対する正しい理解を持つて、もう昔のようにそう感染や何はするものではないし、今日の医薬、医療では完全にこれがなされるという、この正しい理解、そしてこういう方々をあたたかく社会に迎えてやるということ、ありますとか、また必要に応じては生業資金等の貸し付け等につきましても、十分配慮していくかなければならないと思うのであります、根本は社会一般がハンセン氏病に対する正しい理解を持つて、もう昔のようにそう感染や何はするものではないし、今日の医薬、医療では完全にこれがなされるのでありますと、社会復帰の面に今後特に力を入れてやつてしまりたいと考えております。

○米内山委員 そういう大臣のお考へになるいろいろな施設とかそういう経済的な問題の前に、純医学的な問題、いわゆる療養所の中で解決すべき問題として、重要な事柄があります。それは、これらの人々は独特な後遺症を残しておる。ちょうどどやけどの後遺症と同じような状態を残しておりますが、これをこのままにしての社会復帰はむずかしいのであります。金だけ持つても復帰できませんので、どうしてもこれはいわゆる整形外科、整形医学によってこの後遺症を緩和しなければならぬ。ところが、今日の療養所の施設には、こういうことがきわめて軽視されております。この点を急速に充実することが大事だと思いますが、大臣のお考へをお願いしたい。

○渥美政府委員 ただいまのお話のように、社会復帰の前におきまする後遺症の治療ということが、きわめて重要な問題でございます。最近は、先生御承知のとおり、整形外科あるいは形成外科、そういう点の学問の進歩もはなはだしもないのがございまして、たとえば上肢、下肢の変形でござりますとか、あるいはまゆ毛の脱落というふ

うなものに対する植毛手術、そういういた点につきましても、社会復帰を希望する患者等に対してもは、積極的に治療といいますか、施術をやっておられるわけでございますが、いまお話しのように、整形外科関係の専門の医者が、国立らい療養所におきましては現在のところ七名程度でございます。したがいまして、近隣の各大学、医科大学等の形成外科あるいは整形外科の先生の積極的な応援を得まして現在やつておりますが、なおこういった点につきましては、さらにお話のような配慮を進めてまいりたい、かように思います。

○米内山委員 よくわかるのですが、しかし、こういう重要な問題がただ国会ごとにこういう場所でしゃべりっぱなしでは片づかない。やはりそれ相当な金もかかることだから、ちゃんとその裏づけをしながら前進するように、私は御期待申し上げたいと思います。

もう一つ御質問いたしたい。本国会で水銀農薬のことが取り上げられておりますが、これに對しては、先般社労委員会で厚生大臣が何らかの規制措置をとりたいという御発言をなさったということを聞いて、私は非常に安心しておるわけになります。かつて中性洗剤の問題が論議になりました場合に、国はあのために約一千五百万程度の研究費を使い、二百人余りの研究者を動員して、一應の報告書を出しておる。その際の報告書の結末といふものは、無毒ではないが、使い方によつてはあまり害がないというような報告を見ておりましたけれども、今度問題になつてゐる水銀農薬の場合は、これはもつと重大なものであることは、その化学的性質からみても明らかでございましょう。同時に水銀農薬は、わが国独特の農薬であります、これと並行してもつと重要なのは、いわゆる有機塩素の農薬で、これは世界的に非常に重要視されている。こうして見ると、今日、米ささえいい、金にさえなればいいというようなものの考え方があるが、あらゆる公害を拡大しておりますが、この際、私は厚生省に、国民の保健、命を守る意味から、これに対応できる限りの大きい

力と強い対策を希望したいのですが、重ねて大臣の御見解をお聞きしておきたいと思います。

○鈴木国務大臣 特定毒物あるいは毒物性の農薬が人体に相当影響が大きい、こういうようなことから、かねて毒性の低い農薬の研究開発ということを政府でも努力してまいりたのであります。昭和三十五年当時におきましては、大体半々程度の生産になつておりますが、今日では低毒性の農薬の開発研究が進みまして、七〇%程度のものは低毒性の農薬に切りかわつておるわけであります。ただ、いもじの駆除等のために、いまだに水銀剤農薬等が使われておるという状況であります。ですが、この水銀剤が農作物から体内に摂取され、それが殘留をするというようなことが、実は研究の結果、だんだん明らかになつてきております。アメリカ等の諸外国におきましては、すでに許容量ゼロという基準をつくって、厳重にこれを規制いたしております。が、実は現況でござります。私は、最近においては、この農薬の人体に及ぼす影響が放置できない状況にあることを承知しておりますので、わが国におきましても、できるだけ早くこの許容基準を定めまして、今後農薬等の製造及び使用の面につきまして、十分な規制をやってまいりたい、かように考えておるわけであります。

○米内山委員 終わります。

○木村委員長 受田新吉君。

○受田委員 簡明に質問します。

法律の改正点そのものは、ごく簡単で問題にならぬように見えますが、しかし、私が当委員会で從来しばしば指摘しております大学校といふ名称を用いる機関が、一つ生まれる改正案が出ております。大学校病院延の徵があらわれまして、各省設置法でしばしば私からも指摘した点をまた繰り返しておられるわけです。厚生大臣もやはり人の子でいらっしゃると見えまして、今回も社会保険の研修機関を大学校という名称に切りかえ

○鈴木国務大臣 今度大学校ということで御審議をおわざらわしておるわけであります、これは從来ありましたものを普通部と高等部に分けまして、従前のような職員の養成をいたしますと同時に、一部の者につきまして、幹部職員の養成をやつてまいりたい。申すまでもなく、今日、医療保険の面あるいは所得保障の面で、社会保険制度といふものが社会保障の大きな柱になってきております。また、これが今後ますます整備されていかなければならぬという段階におきまして、こういう指導に当たつてまいります幹部職員の養成ということが、特に重視されておると思うのであります。そういう意味合から、それにふさわしいよう内容を充実いたしまして、またそれにふさわしい名称にいたしまして、職員の養成に万全を期したい、このように考えておるわけであります。

○受田委員 その高級幹部職員——高級を除いても、幹部職員の研修のために大学校という名称を用いることになったのだという御理由のようですが、さいますが、これはしかし、幹部職員をつくるための研修機関としても、期間は六ヶ月です。学校教育法に規定する大学は四年間、それに比べると、大学校はお話にならないわずかな期間であつて、別にその制度を設けたからといって、研修の範囲を越えるものではないと私は思うのです。

○鈴木国務大臣 その就学の年限は御指摘のとおりでござりますけれども、幹部職員を養成いたしましたのは、すでにそれぞれの大学その他の学校で一応の教育を修めた者で、現に社会保険の行政の分野で働いておる者、その中からさらに幹部職員として今後必要な研究、研修等をやらせる、こういう意味で、再訓練の意味合いでいたすのでござりますから、私は、その点につきましては、期間

がかりに短くとも十分目的が達成できるもの、かように考へておるわけであります。

○受田委員 大学校という名前を用いることと目的が達成されるというお考えですか。

○鈴木国務大臣 先ほど申し上げておりますように、今回は高等部を設置し、そして幹部職員の養成をする。その目的に沿うように内容的にも充実をいたし、また内容の充実に伴つて太学校ということにいたしたい、かよう考へておるわけであります。

○受田委員 ちょっと私解せないのです。太学校といふことにしたいたい——内容を充実したら、太学校といふことによつてなるのでござりますかね。太学校といふのは、一体どういうところに根拠があるわけございましょう。学校教育法では太学校といふのがそれまでけれども、太学校という名称には、そんなに魅力があるのでございますか。これは太学校病が各省に蔓延しておるのです。伝染病の所管省である厚生省は、せめこの伝染病を防止していただきたいと思いまだかえなくなつたような気がするのか、研修所では身が狭いのですか。これをひとつお聞きしたい。

○山本(正)政府委員 先生も御承知のように、太学校といふのは学校教育法に基づいておりますけれども、太学校といふのは別にそういう規定はないわけございまして、各省の行政機関の研修機関がたくさん太学校といふ名前になつておりますけれども、太学校のほうに魅力があるか、こういう点でございまます。その点につきましては、私どもは非常に魅力がある、かように解しております、かように申し上げてよろしいかと存じます。

そこで、端的に先生おつしやられましたが、太学校のほうに魅力があるか、こういう点でございまます。それが、その点につきましては、私どもは非常に魅力がある、かように解しております、かように申し上げてよろしいかと存じます。

そこで、端的に先生おつしやられましたが、太学校のほうに魅力があるか、こういう点でございまます。それが、その点につきましては、私どもは非常に魅力がある、かように解しております、かように申し上げてよろしいかと存じます。

そこで、端的に先生おつしやられましたが、太学校のほうに魅力があるか、こういう点でございまます。それが、その点につきましては、私どもは非常に魅力がある、かように解しております、かように申し上げてよろしいかと存じます。

大体毎年数百名ずつ更新されておりますが、本科を学習して、こういう人たちにとりましては——やはり大学校としたほうがよろしい、かよう確信をいたしておる次第でございます。

○受田委員 ちょっと行管の方、だれか来ておられますか。——これは太学校病が各省に蔓延しておるのです。伝染病の所管省である厚生省は、せめこの伝染病を防止していただきたいと思いまだかえなくなつたような気がするのか、研修所では身が狭いのですか。これをひとつお聞きしたい。

保つて、大の字がつけば誇り高いもののような印象を受ける悪弊を打破して公務員の権威を高めていた大がかりなうが、むしろお役所としては常道ではないかと思うのです。なお、各省に研修所がまだ相次いで太学校の名称が冠せられる危険があるわけです。やるなら全部ばさっとやればいい。行管の御出席を要求してありましたけれども、御出席がないようありますから、時間の関係で行管のほうは質問を保留しておくことにしておきました。せめて厚生省としては、この問題には謙虚な気持ちを持つて、学のうんのうをきわめるといふことが残つておることをひとつ御記憶願つておきたい。

○山本(正)政府委員 おきましたスピードを上げますが、次に通告をしておきましたことをひとつ御記憶願つておきたい。

ひとつのスピードを上げますが、次に通告をしておきましたことをひとつ御記憶願つておきたい。

インターーン制が昭和二十一年以来生まれてきて——ちょっと関連があるそうですから……。

○山内委員 関連して、ちょっと確認しておきたのですが、太学校を出た方の優遇措置を講ずるということで特別昇給を考えるというのですが、これはちょっと危険があると私は思うのです。というのは、特別昇給というの、ワクもあり、きまつておる。大体一〇%くらい、たしかそうだと思いましたが、これは長期に休んでおったためにストップをかけた人が、なお出て出てきた。そういう人たちを特別に昇給といいますか、給料の差が拡大されておる人を補うとか、それはワクがあるのであって、当然大学を出て勉強もされ、優遇している人は、別途の方法で考へないと、特別の昇給のワク内で操作するということになると、お互いに仲間同士の昇給する賃金を食うことにならぬ各地方府につとめております職員、これは

他の要素があるわけでございますが、本科を学習いたします者につきましては、相当選考いたしまして、そうしてそいつた点も十分配慮いたしました。それで、こういう人たちにとりましては——やはり教育法によるそれそれの過程を経て大学に進んで初級試験をとつた人たちが多いわけござい

ます。特別昇給には一定のワクがございまして、から、思い切つて別途の方向で別ワクを盛ろうとする、かような人たちにも、非常に多く優秀な人がおるわけございまして、こういった職員の気持ちを十分活用させ、かつまた専門的な教育をさらにおるわけでございまして、こういった職員の気持ちはおるわけございまして、非常に多くの優秀な人が

に高度に施していくといふ意味におきましては、やはり太学校としたほうがよろしい、かよう確信をいたしておる次第でございます。

○受田委員 ちょっと行管の方、だれか来ておられますか。——これは太学校病が各省に蔓延しておるのです。伝染病の所管省である厚生省は、せめこの伝染病を防止していただきたいと思いまだかえなくなつたような気がするのか、研修所では身が狭いのですか。これをひとつお聞きしたい。

○山本(正)政府委員 おきましたけれども、こうした役所のバランスの関係で、どこかが一つのろしをあげれば他がこれに追随するような形態のものは、やはり官庁としてはとるべきでない。法務省のように、官房長を置いてあるべきでない。厚生省としてはいいところに研修所を持つておられるのですから、ひとつ御検討を願いたい。大臣もよくおわかりにならなかつたと思うのですが、あなたのほうにとんでもない問題が残つておることをひとつ御記憶願つておきたい。

○山内委員 おきましたスピードを上げますが、次に通告をしておきましたことをひとつ御記憶願つておきたい。

○山本(正)政府委員 人事院規則によりまして、一般的の特別昇給のほかに、指定した研修を経た者について特別の措置ができる、この線に沿いまして当面実施していくといきたい。なお、先ほども御意見が出ましたように、さらにそれよりも明確な規定に基づいてやるわけですか。人事院との関係もありますから……。

○山内委員 おきましたスピードを上げますが、次に通告をしておきましたことをひとつ御記憶願つておきたい。

○山本(正)政府委員 おきましたけれども、たとえば国立病院で、全国で

いる。私は、これはかえって非常に結果がまずいと思うのです。こういうのは、せつから出たのですから、思い切つて別途の方向で別ワクを盛ろうとする、かような別ですけれども、特別昇給のワク内で考へるなんといつたら、それはだめです。ちょっとその範囲内において優先をするということではございません。それはそれとして別途の特別昇給をおきますけれども、こうした役所のバランスの関係で、どこかが一つのろしをあげれば他がこれに追随するような形態のものは、やはり官庁としてはとるべきでない。法務省のように、官房長を置いてあるべきでない。厚生省としてはいいところに研修所を持つておられるのですから、ひとつ御検討を願いたい。大臣もよくおわかりにならなかつたと思うのですが、あなたのほうにとんでもない問題が残つておることをひとつ御記憶願つておきたい。

○山内委員 おきましたスピードを上げますが、次に通告をしておきましたことをひとつ御記憶願つておきたい。

○山本(正)政府委員 おきましたけれども、たとえば国立病院で、全国で

いまよろからいって四十歳から五十歳ぐらいのころのお医者さんには、その戦時中の大量医師養成の対象になつた人がたくさんあるわけなんですね。そういう人とのバランスを考えて、インターンをしつかり鍛えて、実力を持つ医師を養成するという形にしようとしておるのであらうと思いますけれども、このインターンの身分というものがはつきりしないし、収入が確保されないから、アルバイトを盛んにやるとかいうことで、このインターンという医師の卵が、社会的に見ていかにも卑屈感を持つて勤務するというようなかつこうは、これはまことにぶざまなやり方だと思うのですけれども、御所見を伺いたいと思います。

○鈴木国務大臣 このインターン制度は、医学を修めた者が、今後みずから開業する、あるいは医

者として一本立ちをしていくために実地研修あるいはその指導を受ける、そして学問的にのみならず、実地の面においても十分自信を持つて

医療從事者としての使命を達成するようにしてい

く、そういう意味合いからいたしまして、私は、こ

インターン制度、実地研修制度というものは、こ

れはぜひやらなくてはいけないと思います。また、各国におきましてもそれやつておるので

あります。ただ、それでは今までのインターン制そのものでいかどうかという点につきましては、御指摘になりましたように、いろいろ改善すべき点があるわけあります。厚生省におきましても、省内でも検討を加えてまいりましたし、また虎の門病院の中先生等を中心とし、大学の所定の課程を終えました者につきましては、御集まりを願つて、この制度の改善につきまして御検討を願つて、その御意見も聴いておるのですが、方向といつてしましては、まず

このインターン制度を主として医科大学の付属病院、こ

う

準備ができるわけですね。それは非常にけつ

すけれども、御所見を伺いたいと思ひます。

○受田委員 この国会で御審議を願いたいとい

うことを希望しておきます。

○鈴木国務大臣 病院、例を指定病院の中の国立病院にとります。

全国の国立病院で、インターンが配属されている

国立病院は幾つありますか、お答え願いたい。

○選美政府委員 国立病院は全国で八十六カ所で

ございますが、インターンの問題がいろいろと問

題になつてまいりましてから、国立病院において

研修を受けるインターン生は非常に少なくなつて

おりまして、現在のところ数病院にとどまつております。

○受田委員 これは厚生大臣、問題なんです。國

立病院にインターンが配属されておる病院が、わ

ざかに数病院しかない、これは一体どういふところに原因があるとお思いでしようか。局長さんで

けつこうです。

○選美政府委員 これは厚生大臣、問題なんです。國

立病院にインターンが配属されておる病院が、わ

ざかに数病院しかない、これは一体どういふところに原因があるとお思いでしようか。局長さんで

けつこうです。

○受田委員 三千三百もおるインターンが、國立

病院には數力所しか行かないそうです。驚くべき

現象であることを指摘しておきます。これ以上

突っ込みませんが、原因がどこにあるかをひとつ

十分お考え願いたい。

○選美政府委員 三千三百もおるインターンが、國立

病院には數力所しか行かないそうです。驚くべき

現象であることを指摘しておきます。これ以上

突っ込みませんが、原因がどこにあるかをひとつ

十分お考え願いたい。

そこで、医師の充足数に関する問題を提起

しますが、三千五百人くらいの大学の医学部の新

規募集をやっている。いま医科系の大学は二十か

三十かあるようですが、そこで新規募集

が大体三千五百くらい。日本じゅうのお医者さん

が十万八千人もおられるそうです。このお医者さ

んの充足率、それと医師の養成機関との関係をど

うされようとしておるのか。医師は十万八千で、そ

れから年次計画をどういうふうに考えておられるのか。特に問題は、医師は現時点で足りないの

か、大体人口どれだけに一人が好ましいのか、そ

ういうことを含めてお答え願います。

○選美政府委員 医学部の入学定員がだんだん増

加されてまいっておりますことは、先生のお話の

進んではおりませんが、決して遅色も示していな

い。したがいまして、先ほど申し上げましたよう

に、今後の医学、医術の進歩に応じ、かつ医学の

専門分化というふうな点にもかんがみまして、先

ほど御答弁申し上げましたような、入学定員をこ

の程度伸ばしていくということをもつて当面の考

卷之三

え方といたしたいと思います。
○鈴木国務大臣 いま医務局の次長から御報告を申し上げたとおりございまして、これを諸外国に比べますと、中位あるいは中の下というふうな充足の状況にあるのですありますが、しかし、医療皆保険のもとにおきましては、全国にこれが適正に配置され、そうして医療の確保ができるおるかどうか、こういう点も私ども重視をいたしておりますのであります。そういう面からいたしましてと、僻地とか離島につきましては、まだ十分でないということを率直に反省をいたしておるところであり、またそういう方面に特に対策を強化してまいりたいと考えております。

なお、社会経済的な情勢も変わってまいりましたて、それに伴つて疾病様模も変わつておるということで、いままでの形でいいのか、もっと各科の病氣の関係等を観察して、それぞれ必要な医師をその分野において養成をしていく、確保していくというようなことにつきましても、特に配慮を要する点があると思うのですが、今後そういう点を十分考えながら、医師の充足、確保に努力してまいる所存であります。

がおって、人口の少ないところは、人口比率から見てお医者さんが半分以下だという、このアンバランスはゆゆしい問題だとと思うのであります。だから、無医村地区あるいは特別僻地、こういう地区は、生命の危険にさらされている。無医村が工三百ばかり、特別僻地が七百ばかりあるようですが、そういうところには、お医者さんがまことにりょうりようとしかおいでにならぬ、また厚生省でも少ししか置かぬということにして、受できるような政治が要ると思うのであります。これは厚生行政の大欠陥だと思うのであります。人口比率からいってお医者さんの数が半分以下だというようなこと、医者の全然いない地区がある、特別僻地、無医地区が百もあるということ、これはたいへんな問題だと思うのですが、そういうところへお医者さんを配分するといふことになると、医学生を増員するのではなくて、つまり町場にいるお医者さんをそつちへ分散させるということです。

るな問題はあらうかと思ひますが、こういった整備の数を中心に検討していければよろしいんではないか、かように考えております。

薬学につきましては、現在薬学部を持っておりまする大学が三十二校でございまして、四千百二十名の卒業生を出しておるわけでございます。定数が、現在薬剤師の資格を持っております者が六万六千六百、かように相なっております。これらも実は調剤の薬剤師あるいはそのほかの販売を中心としたものもあるうかと思いますが、こういった数字は他の国等と比較いたしましても、決して遜色を示していない、かように考えておりますので、従来の線を進めてまいりたいと考えております。

○受田委員 歯科医師は、医師と大体同じ考え方で進めていいと思います。薬剤師の場合は、ほかの社会へどんどん出る人が多いわけです。特に化学会工業の中の製薬会社など、大量にそのほうに向いていく人があるということ、三師会の中で独特の分野を占めておると思うのです。けれども、皆さんお待ちでござりますが、皆さんもこの機会にひとつ厚生省の含蓄のある御答弁を、御勉強をして、いただくチャンスだらうと思いましたので……。

それで、さらにもう一つ、いませつから来るされた間内さん、さつき大学校の名称の問題を私ちょっとと指摘したのですが、行管がやはり各省のバランスをとられなければいかぬと思うのです。どんどんあなたのほうでお認めになられたようですが、どういう趣旨でお認めになられたのですか。

○岡内説明員 お答えいたします。社会保険大学校につきましては、昨年の当委員会におきましていろいろ問題がございまして、私どももいろいろ検討をしたわけございますが、教科の内容を飛躍的に充実するという点と、研修を受ける職員の士気を高揚させるということの両方の意味から、ぜひ認めていただきたいというふうな趣請がございまして、いろいろいきつたがございましたけれども、認めることいいうような大元に目なって

おります。

○受田委員 懇請があつたのでお認めになる行管であるということになると、これは行管の権威いすこにありやということになるわけであります。これは私は、やっぱり行管というのは、懇請があつても各省とのバランスを考えていくという問題のほかに、行政機関のあるべき姿を終始念頭に置かれて、新設のものを阻止する、そうして他省に追随するような印象を受けるものはこれを拒否するという形で、懇請をあつさりと拒否する冷酷無残なる措置を、ときにはされいいと思うのですが、行管としての任務がちよと曲がっているのじやないですか。

○岡内説明員 まことにごもつともな御意見でございまして、今後は十分に気をつけることにしておいたいと思います。

○受田委員 岡内さんの御答弁で行管の気持ちがよくわかるから質問をやめますが、あなたの良心を今後期待しております。

もう一つ、人事院はどうですか。医師の配置が非常にアンバランスであることに対する原因は、民間の医師の給与とそうして公務員である医師の給与のアンバランスの問題も起つてくる。こういうようなところで、民間給与よりも著しく公務員たるところの国立病院の医師の給与が下がつておる。自衛隊の医官である自衛官の充足数なんかは、三分の一くらいしか平均おらぬといふようだ。医師の足らぬところの役所があるのに、これは民間給与とのアンバランスの結論も、これに影響しておると思うのですが、これらに対する対策を人事院は十分に考えられて、医師待遇を——公務性を持った人々にも十分かような措置を、多少手直しされたということでなくして、本質的にお考えになる必要はないか、お答え願いたいと思います。

○佐藤(憲)政府委員 私から要点を申し上げたいと思いますが、おつしやるとおり、官民の比較をいたしますと、これは私どもの報告書でも公表しておりますのですが、お医者さんにつきましては

民間のほうがまだ高いという状況でございます。

ただ、私どもの立場としては、国の場合についても当然お医者さんの優遇はすべきであるということは十分わかってはおりますけれども、しかしまた一方、公務の部内のバランスというのもどうえながら、しかし漸進的に医師の方々の給与を民間に近づかせていくこうという努力をやっておるわけでございます。一舉に大幅なところまではまいりませんけれども、徐々にその方向で努力を重ねておるわけでございます。

○受田委員 それでよろしいことにいたします。

大臣、問題が一つ残つておるわけです。ごく簡単に御答弁を願いたいと思います。母子福祉対策で、子供さんのおる未亡人は、いろいろなところである程度救われる道が開けてきましたけれども、子供が成人に達した後の未亡人、こういう立場の人の処遇というものは、まだ非常に未熟な形になつてゐるのです。いま四十、五十、子供が成人に達した、長い人生の苦難の時代を、言い知れぬ人生の苦杯をなめてきたこの人々が、子供が成多いといううことをわれわれは伺つておるのであります。ですが、子供が成人に達した後の母性、未亡人というものに対して、もつと積極的な、職業の問題、その他の国の援助対策というものを強大にしてあげて、長い人生の苦難におつりが出るようなしないわせを与える。子供が成人に達した後の未亡人に対する対策といふものをまだ怠つておられるのじやないか、お答え願いたいのです。

○鈴木国務大臣 母子家庭の福祉につきましては、今日まで努力してまいつたのであります。いま御指摘になりました、子供が一本立ちになって老後のお母さんがひとり取り残されたというような家庭に対する福祉対策につきましては、これまで恒久的に、やはり国民年金制度その他の充実、福祉年金の強化、また世帯更生資金でありますとか、そういう面での福祉施策を総合的に進める必

要があると思うのであります。特に、生活の困窮いたしております場合におきましては、生活保護その他の対策のありますことはすでに御承知のとおりであります。世帯更生資金であるとか、あるいは国民年金、福祉年金の支給の増額であるとか、そういう面につきまして、今後十分配慮いたしまりたいと考えます。

○受田委員 特に、子供が成人に達したといつても、その成人に達した子供が大学で教育を受ける時間が残つておるのです。だから、一番金が必要なときに、すかつと子供がいなくなつたというのでは國の施策の打ち切りをされるということになつておる。一番金の要るときが残つておるんだから、子供が教育を完了するまでくらいは、そのほうのめんどうを見るという手も要るわけです。これは片手落ちですよ。これはひとつ年金額の増額——すぐ欧米並みの年金額とは言いませんけれども、これを考慮すること。

それからもう一つ環境衛生施設で、きのうで市長以下がひどい目にあわされたという大事件が起つておる。こういう驚くべき——市長が窓かどこからか、まことに残酷な出方をしておる。それから地域民の怒りがどこにあつたかということを考えて、厚生省も十分お考えがあると思うのをござりますが、じんあい処理場あるいはし尿処理場でござりますが、じんあい処理場あるいはし尿処理場でしたかね、それに火葬場、こういう環境衛生施設の完備という問題は、厚生省の大役でございますが、それを実施されるにあつて、地域住民の意思を融和させるような手立てをする努力をされておるのかどうか。それから、一例をし尿処理場にとりまして、全国でどのくらい現にし尿処理場ができて、紛争のあるのがどれくらいあるか、それともう一つ、火葬場について、火葬場がいよいよあるところが、全國に地域的にはどのくらいあるのか、そういう人生の終末を飾る大事な問題でございますので、そのことを含めてお答え願いたい。

○鎌林政府委員 ただいまお尋ねのございました火葬場、場合によりましては屠畜場等につきましては、最近新設の事例はそれほど多くございませんので、ただいまお尋ねのような、その設置に伴

ては、火葬場、場合によりましては屠畜場等につきましては、最近新設の事例はそれほど多くございませんけれども、し尿処理施設及びごみ処理施設は、全国的に非常に多数つくておりますので、お尋ねのような事件がところどころあるわけでございまして、ただいま建設中のし尿処理施設三百四カ所に対しまして、十カ所ほど土地の問題で紛争がござります。ごみ処理施設は、百五十カ所の中で五カ所、お尋ねのような事例がございまして。その中の一つが大和高田市の事例でございます。これらに対しましては、市町村営のものでございますので、地元が努力をして、特に市町村当局が努力をするわけですが、地元だけではなくなかなか解決しなくて、都道府県がこれに対し調停に立つという努力をして、なおかつむかしいものはその地元御出身の国會議員の先生などにもたいへんお骨折りいただくわけでございまして、現に山口県の豊浦郡の組合立のものは、受田先生をはじめ多数の先生のお骨折りによりまして、数年来の紛争がようやく解決したというような事例があるわけでござります。厚生省といましても、このような紛争はきわめて好ましくないことでござりますので、そもそも設置場所をきめる場合に非常に慎重にきめなければならぬこと、並びに厚生省の補助金の交付がかえて地元の紛争を助長するというようなことがないよう、十分配慮して交付を行なうとともに、厚生省側としましても、できるだけ助言をいたし、紛争をなくする努力を続けてまいつておる実情でござります。

○受田委員 火葬場、土葬。

○鎌林政府委員 ただいま火葬場並びに土葬の数字は、持ち合わせておりませんので、また必要に応じて御報告いたします。

○受田委員 これで質問を終わりますけれども、いまそれぞれの担当の方々から御答弁をいたい

て、一応政府答弁は誠意のあることを伺つております。ただ実際には、厚生省の要求予算から最終的には終始削られておる額が大幅であるというような毎年の事例を繰り返すので、ひとつ強大な政治力でこれを獲得できるようにして、所期の目的が完全に達成されるよう骨を折つていただきたい。厚生省は、國民を喜ばず役所なんです。このくらいいい役所はない。厚生大臣くらい仁慈を施しておつりが出て極楽に行けるような立場の大臣はおらぬわけです。ひとつ思い切つて敢然と実行していただきたいことを要望して、質問を終わります。

○木村委員長 大出後君。

○大出委員 大いぶ世の中がにぎやかになりますてけざ出てまいれませんでいたので、時間的に恐縮ですが、極力詰めて焦点をひとつ御質問したいと思います。

問題は、設置法で衛生検査技術の養成所を設置することになるわけですが、足りないわけでもございませんから、この趣旨に賛成でありますけれども、この提案理由の説明の中にもありますように、看護婦さん等の養成所の問題に触れておるわけであります、なおかつきわめて不十分な状態にあることは、御存じのとおりであります。ついて実は冒頭に人事院に承つておきたいのであります、行政措置要求が行なわれて判定が下された場合に、その後の措置を法律的に人事院はどうおどりになるべき責任と義務があるかという点、まずもつてお答えいただきたい。

○佐藤(達)政府委員 法律的といふような限られた観点はさておきまして、私ども責任ある立場において、責任ある調査をして責任ある判断を下すという場合におきましては、当然その実現を期待することは申すまでもないことでございます。したがつて、今回は、昨年でございますか、看護婦関係の措置要求につきましては判定を下しますとともに、厚生省の当局者のほうにも判定をお渡しし、かつ直接私どもの当局の者が厚生省の当局の方とお会いして、十分その実現についての努力を

要請しておる。したがいまして、その後においてもこれが一体どの程度に実現しつつあるかということは、われわれ常に関心を持つて深く注視を続けておるが実際でありますし、また、それがそうあるべきことだと思います。

○大出委員 国公法八十六条で「適当な行政上の措置が行われることを要求することができる」と

他の事実審査を行い、一般国民及び関係者に公平なように、且つ、職員の能率を發揮し、及び増進する見地において、事案を判定しなければならない」という義務づけがありますね。八十七条によりまして「前条に規定する要求のあつたときは、人事院は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般国民及び関係者に公平なように、且つ、職員の能率を発揮し、及び増進する見地において、事案を判定しなければならない」ということになりますが、「前条に規定する判定に基き、これは人事院は、」

の措置を必要と認めるときは、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、内閣総理大臣又はその職員の所轄府の長に対し、その実行を勧告しなければならぬ。」こういう義務づけがあるわけですね。したがつて、根拠は、私はここというふうに思うわけであります。ところで三十八年の四月に医療関係の方々等から行政措置要求が出されておりまして、この間に、人事院は、いろいろな調査、事実審査等をおやりになつておるが、この判定の結果が、どうも私はきわめて不十分であるように承知をするのでありますけれども、概括的に総裁のほうから、この判定の結果どういうことになつたかという点を、時間がございませんから、大ざっぱでけつこうでござりますから、お話しをまことにたどりたいであります。

○佐藤(達)政府委員 厚生省もおられますので、私から詳しいことを申し上げる必要もあるいはなしかもしません。私どもが見たところいたしましては、相当の誠意を持って努力をしておられました。一口に言えば、そういうことであります。中

には、やはり予算上の措置が必要であり、その努力をされましたが、遺憾ながら、そのほうの措置はうまくいかなかつたというのも二、三件ありますけれども、当面おやりになれるような、たとえば産後六ヶ月間の夜勤の禁止でありますとか、複数の職員の場合の休憩、休息時間の明示でございますとか、あるいはまたその他の職場は、人手不足のため、人事院は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般国民及び関係者に公平なように、且つ、職員の能率を発揮し、及び増進する見地において、事案を判定しなければならない」ということになりますが、「前条に規定する判定に基き、これは人事院は、」

の措置を必要と認めるときは、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、内閣総理大臣又はその職員の所轄府の長に対し、その実行を勧告しなければならぬ。」こういう義務づけがあるわけですね。したがつて、根拠は、私はここというふうに思うわけであります。ところで三十八年の四月に医療関係の方々等から行政措置要求が出されておりまして、この間に、人事院は、いろいろな調査、事実審査等をおやりになつておるが、この判定の結果が、どうも私はきわめて不十分であるように承知をするのでありますけれども、概括的に総裁のほうから、この判定の結果どういうことになつたかという点を、時間がございませんから、大ざっぱでけつこうでござりますから、お話しをまことにたどりたいであります。

○鈴木国務大臣 ただいま大出さんから人事院総裁に御質問がありましたような見地でもって、人事院から慎重に調査され、また勧告がなされたのは、その趣旨の予算、つまり緊急時の連絡設備でござりますから、私どもは、その趣旨に沿うよう、予算折衝にあたりまして努力をいたしましたのでござります。しかし、われわれの要求が十分満足するよう実現をいたしておりません。これは一晩にはなかなか困難でございまして、年次的にできるだけ早い機会にこの勧告の線に沿うようになります。しかしながら、われわれの要求が十分満足するよう実現をいたしておりません。これは一晩にはなかなか困難でございまして、年次的にできるだけ早い機会にこの勧告の線に沿うようになります。しかし、われわれの要求が十分満足するよう実現をいたしておりません。これは一晩にはなかなか困難でございまして、年次的にできるだけ早い機会にこの勧告の線に沿うようになります。

○大出委員 看護婦さんの一人夜勤ですね。三十

査班の方々が国立中野療養所の夜勤に立ち会つて調査をされましたね。ここで二十一病棟から二十二病棟で喀血患者が出たわけですね。これは調査中です。そうして夜勤者が少ないのでために、準夜勤者、夜勤すべき人間でないわけであります。中村審理官はか数名の方でござりますから御存じだろうと思うのですが、こういう状態があるにもかかわらず、かつまた一人夜勤でありますためおられるところで起つておる。これはおそらく中村審理官はか数名の方でござりますから御存じだろうと思うのですが、そういう状態があるにもかかわらず、かつまた一人夜勤でありますために、一人の患者に付き添つていると、ほかのほうに手が回らない。喀血で窒息死をしたなどという例がたくさんあがつておりますが、そういう実情であるから、ある意味では夜勤制限という問題が出てくるのは、あたりまえであります。一人夜勤の廃止という問題が出てくるのは、あたりまえだと思います。その趣旨の人員増という形で七百名ばかり要求されているのだけれども、大蔵省はこれをみんな切つてしまつた。実は、普通ならば大蔵省の方にもおいでを願つて質問をしたいところでありますけれども、時間がございませんからこのような形で申し上げておりますが、こういう現実もあるのに、手がつかぬということだけで私は済まないとと思うわけであります。先ほどの行政措置要求の判定趣旨等からいたしましても、これはどういう困難がありましても、いやしくも国立病院と名がつく限りはそれだけの措置がたちどころにとられていかなければならぬ答合いだと思いますが、このあたりどういうふうにお考えになりますか。

然なんぞざいますが看護体制につきましては、さらに職員の適正な配置等も、十分に施設ごとに検討いたしまして、そういうことのないようになりますが、人事院の判定の趣旨に沿うように、来年度からでも現在の体制の中であっていきたい、かように考えております。

○大出委員 もう一つ夜勤について伺いたいのですが、変則二交代という勤務体制がござりますね。御存じのとおりだと思いますが、変則といふとおり、まさに変則勤務です。八時三十分に出てきまして、十七時まで勤務でつとめて、この人が二十二時から五時三十分まで休憩ということです。しかもこれは睡眠場所が指定されているわけですね。そして五時三十分から八時三十分、こういうふうになつてている変則二交代、これは私は何でやっているかというの順を追つていきますと、拘束十六時間中八時間の休憩時間を設定して、睡眠場所の指定をする。これは勤務病棟、こういうわけですね。働かざるを得ないようになつてているわけですが、この法的根拠は何かといいますと、厚生省訓令一号――訓令一号といふのは昭和二十五年の一月にでき上がつてゐるわけです。この訓令一号の第二条の趣旨は「看護婦及び助産婦は交代勤務とし、その各組の勤務時間は休憩時間を除いて一日八時間とする」こういうことですね。同訓令の経過措置がございまして、「看護婦及び助産婦の勤務時間についてやむを得ない事情のある国立病院又は国立療養所にあっては、当該国立病院長又は当該国立療養所長は、厚生大臣の承認を得て、」といふ、ここに問題がある。「当分の間、引き続きこの割合による改正前の第二条第二項の例による」とができる。」こういう経過措置がございます。改正前の第二条第二項というのは、「病院長は夜間において特に必要があると認めるときは、休けい時間を延長し所定の場所にすい眠させることができる」、こういうのであります。ところで、人事院規則の一五一「職員の勤務時間等の基準、第三条の二項、これによりますと、「職員は、勤務を要する時間以外の時間を自由に利用す

「……」
○渥美政府委員 訓令一号の点に関連してでござりますと、休憩時間は勤務を要する時間ではないのです。あります。そうなると、訓令一号の所定の場所を指定するということは、明らかにこれは違法であるということになる。となると、違法な訓令並びに経過措置というものを今日このまま置いておくというのは、どういうことですか。
○大出委員 訓令一号の点に関連してでござりますけれども、先生御承知のように、国立病院、国立療養所におきます看護婦の勤務体制を漸次改善するという基本命題のもとにおきまして、三交代制に大部分がなってまいっておるわけでございますから、その変則二交代制の施設につきましても、看護婦の欠員の補充その他あらゆる努力をいたしまして三交代制の方向にすみやかに移行するという考えでございます。
○大出委員 苦労されているお気持ちはわかるのです。私は、おかしなことで申し上げていいのじやなくて、あまりといえばどうも看護体制そのものに問題があるし、それから看護婦さんがふえない事情等についてさつき田口先生からお話をあつたと思いますし、かつて保健師法云々といふ看護協会等の話がありましたときには、私が小林厚生大臣に対しまして長時間質問をいたしまして、ずいぶんこまかくこれは掘り下げておりますので、わかつっているつもりなんですが、この厚生大臣の承認を求めて行なう訓令一号のようなものがありますと、これはますますもって看護婦さんの職場を狭くしてしまう。入り手がなくなってしまいます。これは明らかな事実なんですね。ですから、こういうものが今日存在すること自体がおかしいわけだ。
そこで、私は人事院にお尋ねをしたいのですが、人事院規則一五一なるものと厚生省訓令一号の第二条並びに訓一の経過措置というものを対比いたしまして、私は明らかに人事院規則の一五一に反すると思っておりますが、その点についての御見解を賜わりたいわけであります。

○佐藤(達)政府委員 ことは局長からお答えすると思いますが、要するに、いろいろな無理のあることは、私も申し上げるまでのことはないと思います。したがいまして、その無理をどういうふうにして打開していくか、一方においてはやはり患者の命の問題もあるというような、なかなか苦しい条件がいろいろ重なっているのですから、結局は定員をふやしていくだけで、その辺は無理が来ないようにといふことが判定の趣旨でもございますし、今後われわれの希望もあるわけでございます。

○大出委員 明らかにしていただきたいのです
が、人事院規則の一五一と厚生訓令一号の第二条と同訓一の経過措置というものを合わせたときには、これは法律的にどういうことになるか、承っておきたい。

○大塚政府委員 御質問の点は実はむずかしいのですが、一応總理府令によつて勤務時間は配分であります。そして三條では、確かに休憩時間は自由に使用できることになつておりますが、基準法の扱い等を考えてみましても、著しく自由を拘束していい限り、たとえば職場内にいるとかというような形でもつてある種の一般的な拘束があるということは、これは規則の趣旨からいつて一応可能である、こう考えておるわけございます。しかし、御指摘のとおり、これは単に看護婦だけの問題ではございません。いろいろござります。その辺の点は、今後われわれとして将来検討しなければならない課題であるというより、実は検討を続けておりますけれども、相当各省庁間の交代制勤務の拘束時間に関してはむずかしい点がございますので、なお結論は出ていないというところでございます。

○大出委員 違法だと言つてしまえないのであらせません、いまの答弁を聞いていますと、言つてしまえばえらいことになりますから、しかし、い基本準法というお話を出ましたか、これは大塚さ

人の御存じのとおり、労働省相手に長年やつてき

て、私どもの場合には訴訟まで起きてやっています。して出されているわけですね。しかもこの行政解釈が通達として休憩時間といふものは特定すべきであるという大原則は、どこからいっても変わらないわけですね。ただし、その特定をどこにどう特定するかということについては許されておりますが、その筋からいきますと、このところを激しく追及をし、かつ法的に争った人がないから、いまのような答弁で済むのだけれども、基準法の解釈からいけば、明確にこれは違法なんだ。ただ、あなたがいま言つているのは、人事院規則というものと給付院の云々と言われたものを対比して、そのところを何とかばかさなければ、それこそ人事院は人事院規則をつくり直して出すか、これは取り消せといふことにならなければならぬ。そういう答弁をなさるということでは、まことに大塚さんらしくないことだ。だから、そうではなくして、これは二十五年の何月ですか、こんな訓令があること自体が、人事院規則からいってもおかしい。だとすれば、結論が出ないとおっしゃるのだけれども、なぜ人事院はこの規則改正をするなり、それは今までに新しい人事院規則をつくる権限がおありになりながら、しかもこういう行政措置要求に対する判定までされておって、なぜされなかつたのか、怠慢を責められてもしかたがない。もう一ぺんそこのところをお答えいただきたい。

○大出委員 これは「当分の間」という文言が入っているわけですね。「当分の間」ということを入れている法律もありますよ。自治法の二百五十条のようだ、地方公営企業の起債の自由というものを、「当分の間」といて国で押えているという法律もあります。ありますけれども、この「当分の間」というのを入れた理由というのは、実情やむを得ず、法律的に異議があるけれども、「当分の間」を入れたわけですよ、私の調べてみた限りでは。時間がありませんから、ここで長いこと申し上げさせん。だとすれば、早急にこれは取らなければならぬ。初めからそういう趣旨なんですね。そうだとすると、この「当分の間」という文言が入っていて、一方人事院規則十五一もあるというわけで、ですから、いまおっしゃるように、単なる徐々にと、いうのではなくて、早急にひとつこれは改善をされる、こういうふうに取り繩ばれていい筋合いじゃないか、こう思うのです。

臣の御理解をいただいて一步前進をはかつていただきたい。したがつて、いまの御答弁をいただきましたので、できるだけひとつこういう問題は前に進んでいただいて、そのことによつて看護婦さんの女性足をはかる、大きな目で見て一応なつていく筋合といだらうと思いますので、極力御努力賜わりたまほとあります。

それから、この一人夜勤の問題とその交代の吐期の問題でありますけれども、「小生妻○○○○○貴院に勤務いたすについては勤務の重要性にかかがみ、無断欠勤はもちろん、交替なき欠勤、保護者なき夜間通勤等いささかたりとも貴院に迷惑懸念のかかることなき様誓ひ、勤務中においても持続は常に家庭を離れ看護業務に専念さすよう誓ひます。」などといふ、国立鳥取病院長はこういうのを出させているわけですよ、実際に、鳥取ですから、因幡というところはなかなかむずかしいところで、したがいまして、一人夜道を帰るわけですね。いろいろな問題が起つてゐるんだが、起つた場合に病院長には責任がございません。いう誓約書を前もってとつて、看護婦さんに忠告書を書わせて使つてある。こうなりますと、これは幾ら何でもこういうところで、ほかに働くところがあれは行きたくないという気になりますよ。こういうことまでしなければならない、つまり深夜を勤め、一人夜勤などといふものは、たいへんな問題を持つておりますね。方々の民間をながめてみますと、ちゃんと車でそういうときには送り迎えをしておつたり、これは人事院でお調べになつて全部数字があががつてゐるわけです、御存じなんですね。だとすると、ここらのところは、どういうふうにこれから先お進めにならうと思つていらっしゃるのか、承つておきたいと思います。

○大塚政府委員 厚生省から補足してお答えがあるかと思いますが、最初に鳥取の調査の問題が出来ましたが、御承知のとおり、われわれもその話は調査に参りまして詳細に伺つております。これはいかに看護を大切にするとはいゝ、いささか行きま

過ぎた感があるのではないかといふにわれわれは意見を申し上げてあります。その後、そういう問題がなお引き続き起つておるとは思いません。

それからもう一つ、深夜勤務の運動の問題でござりますけれども、これも民間ではいろいろ病院においては措置しておるところもござります。それから一つは非常に地域によって事情が違いますので、鳥取のような場合ですと、その辺は問題がござります。しかし、これは厚生省側で施設として予算上の措置がとれれば適当な乗りものを使ふとかなんとかいうことができる。それからやむなく帰宿する、あるいは出勤する時間には通勤機関がない、あるいは通う機関がないという場合に、やはり宿舎その他の施設を使いまして仮泊するような状態ですが、しかし、その場合、仮泊するような施設なり何なりの改善については、これはわれわれ職員局としても改善すべき点は十分指摘してございます。また、十分改善の措置がとられておるものと思います。

○大出委員 厚生省の医務局次長さんに承りたいのですが、実情はどういうことになっておりますか。

○渥美政府委員 ただいまの三交代制におきます準夜勤の問題、準夜勤の方が勤務を離れる場合、あるいは三交代制のもとにおきます早出、おぞ出といった問題にわたる看護婦の運動の問題でござりますけれども、実際問題といたしましては、看護体制の運営上はやむを得ないことに相なるうかと思ひますので、看護婦のための仮眠室等の整備をいたしましたり、あるいはきわめて簡単なことがもれませんが、湯わかし器を整備するとかいうことで、職場、特にそういう番に当たつた看護婦の方々のための環境整備については、とりあえず本年度三千三百万円程度の環境整備の予算も計上されることになつておりますので、そういう点について改善していきたい、かように考えておりります。

「夜勤日数は月八日平均とすることを目標とし、個々の看護婦の夜勤もこれを上まわらないようすべきである。」というようなことから、先ほどお話をありましたように、「二項は六項目ございますけれども、そして判定が出ておるわけでございますが、これが実は先ほどの定員を切られたというようなきさつ等ともからんでおるのかもしけれども、このところは厚生省に承っておきたいのですが、目下どういうふうにお考えになつておりますか。

○渥美政府委員 一人夜勤の問題でござりますけれども、人事院の判定にも述べられておりますように、夜勤回数の減少と一人夜勤の問題と両方からでまいりまして、看護婦の定員増ということ解決せざるを得ないような問題にもなつております。

まして、したがいまして、人事院判定におきましても、計画的にやつてみたらどうだといふ趣旨であろうかと思ひますが、とりあえず私ども厚生省におきましては、一人夜勤で足りるというふうに考へられる、たとえば結核の軽症患者の病棟等におきましては、環境整備などで改善をはかる。ただし、また一人夜勤でも非常に不安でござりますので、テレコールその他の突發的な事故に対する緊急連絡の設備なども設ける。それからまた一人夜勤を必要とするような看護単位がござりますので、こういった点につきましては、急速に看護婦の充足をはかるとか、あるいは看護単位等を合併するとか、そういうような施設ごとに十分その人事院の判定を尊重した具体的の措置をとるようにしてまいりたい、かよう思つておるわけです。

○大出委員 先ほど「産後六ヵ月程度の夜勤免除の措置を講ずること」という判定についてはつきりした御答弁がなかつたように思ひますが、そこはどうなつておりますか。

○渥美政府委員 産後半年の深夜勤を避けるという意味の趣旨に対しましては、そういった看護婦の方々に対しましては、病棟勤務からはずして外に当たらせるとか、あるいは手術室であると

か、あるいは治療材料室とか、そういうような夜勤を必要としないような部署に配置がえをするところがありますけれども、目下の看護婦さんにももう一つ承つておきたい

のですが、補助看護婦との関連がありますが、正看、准看の関係ですね、准看護婦さんの場合、何とかこれは正看への道を開くということをお考えをいただかなければ、やはり病院内の問題等も出でまいります。深く申し上げませんけれども、そ

このところあたりをどうお考えになつておりますか。

○鈴木國務大臣 この問題は、今後の看護婦の確保充足をはかつていく面からいたしましても、非常に重要な問題だ、こう考へております。私は、できるだけこの准看の諸君の研修とか講習とかそういうものを十分やりまして、そして正看への登用ができるような道を積極的に講じてまいりたい、かよう考へております。

○大出委員 ひとつこれは要望しておりますが、その年限があまり——これは大体お考へはわかつておるので、少し長過ぎるというふうに私は思ひます。というのは、終戦後の状況で正看になつた方でも、特殊な事情でなつてゐる方もありますし、引き続き今日に至つては、急遽仕事をして、知識の点は別として、同じことをやつてゐるわけですから、そうなりますと、にわかに判定しがたい場面もある。だから、いま大臣

が、討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

○木村委員長 本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○木村委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○木村委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、おはかりいたします。

本案についての質疑は、終了するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認め、そのように決

昭和四十一年三月三十日印刷

昭和四十一年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局